

会 議 録

名 称		令和４年度第２回中央区いじめ問題対策委員会
開催年月日		令和４年１２月１６日（金） 午後４時３０分～５時３０分
開催場所		中央区教育センター４階 第３・第４研修室
出席者	委員	坂田仰(委員長)、磯崎奈保子、鈴木真理、小澤美和(委員長職務代理者)、三宅美紀
	区側出席者	生島教育委員会事務局次長、小林指導室長、林統括指導主事、飯島指導主事、松倉教職員係長、川口教職員係主事
配布資料		資料 １ 中央区いじめ問題対策委員会委員名簿 資料 ２ 中央区いじめ問題対策委員会事務局職員名簿 資料 ３ いじめの認知件数について 資料 ４ いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について
議事の概要等		１ 開 会 ２ 委員長あいさつ ３ 議 題 （１） いじめの認知件数について （２） いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について （３） いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ） ４ 閉 会
審議の経過		別紙のとおり

令和4年12月16日開催

中央区いじめ問題対策委員会

審 議 の 経 過

1 事務局あいさつ

- 事務局より中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条に基づき、会議は原則公開し、議事録作成のために録音する旨を説明

2 教育委員会事務局次長あいさつ

- 教育委員会事務局次長からあいさつ

3 開会・委員長あいさつ

- 委員長からあいさつ

4 議 題

(1) いじめの認知件数について

- 事務局から資料3について説明

概要

- ・ 認知件数について、特に小学校においてはコロナ禍で、低学年の時期に発達に応じて経験すべき人とかかわり方の学びが十分に取れず、他者への関心や共感性が乏しくならざるを得なかった状況がある。また、年度当初に各校に対し、「いじめ」の定義の理解を徹底するために指導を行った結果、認知件数が増加した。
- ・ 発見・訴えの区分では、中央区は本人からの訴えが全国平均と比較すると少ない傾向がある。児童・生徒には身近な大人に相談するよう指導しており、また、保護者から相談があった時には学校が丁寧に子どもの気持ちを聞き取るよう努めていることに起因している。
- ・ 本区では児童・生徒が自ら相談しやすい環境を整えるため、小学5年生と中学1年生を対象にスクールカウンセラーとの面談の機会を設定している。また、協議会において、地域の児童館ではお悩みBOXを設置したことで相談しやすいと話題に上がった。今後は更に各学校の実態に合わせた環境整備に向けて工夫を続けていく。

委員からの主な意見

- ・ いじめの発見・訴えについて、中学生はアンケート調査により発見した件数が多く、アンケート時期まで待つ生徒がいると考えられる。教員の目が届きにくい夏休み明けの9月にも実施してみてはどうか。
- ・ いじめの態様「金品をたかられる。」については、被害が固定化・長期化し、重大事態に結び付きやすいため、認知件数の多寡にとらわれず継続してフォローを行っていくことが重要である。
- ・ 中学生の生活ノートは引き続き実施し、担任の先生で止めず学校いじめ対策委員会へつなげるなど組織的に対応することが大切である。また、学校間でいじめの認知に差が出ないように取組を進めてほしい。

- ・ 年4回、相談窓口の案内を配布している取組については、本当に匿名で相談できるのかなど躊躇する児童・生徒がいると考えられるため、更なる周知を図る必要がある。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について

○ 事務局から資料4について説明・報告

概要

- ・ 12月に開催されたいじめ問題対策連絡協議会の設置目的、協議会参加者について説明を行った。
- ・ 協議会では、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」などのいじめやトラブルについて、周りの大人や友達が気づきにくい傾向があるのではないかという指摘があった。
- ・ 中央区では各学校で「SNS東京ノート」を活用し、発達段階を踏まえた日常の情報モラル等について児童・生徒に指導することや、セーフティ教室での講演を年1回以上実施するなど、情報モラル教育の推進を行っている。
- ・ 今後取り組むべき教育として、デジタルシチズンシップ教育を推進し、児童・生徒がパソコンやスマートフォンの使い方を自分で考え判断し活用できるようにしていく。また、学習者の自律を促し、社会的責任や公共性を身に付けさせ、児童・生徒に場面ごとに行動の最適解を考えさせることは、いじめの防止につながると考える。

(3) いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ）

- 個人情報保護の観点から、中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条第1項に基づき、会議を非公開で行った。
- 事務局からケース内容を説明

5 閉 会

- 委員長から閉会のあいさつ